釜石市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1	
交付団体			市	事業実施主体(直接/間接)	市	
総交付対象事業費			188, 524(千円)	全体事業費	213,020 (千円)	

事業概要

釜石市を復興させるためには、災害に強いまちづくりが求められている。そのためには、釜石市内全体の新たな土地利用計画、区画整理が必要である。釜石市内には埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が315箇所あり、このうち、被災地域である鵜住居地域44箇所、東部地域15箇所、平田地域34箇所、唐丹地域57箇所の合計150箇所の遺跡が存在する。基本計画において復興支援地域と位置づけた中妻地域は12箇所、小佐野地域29箇所、甲子地域35箇所、栗橋地域89箇所の合計165箇所の遺跡が存在する。遺跡は、市民の先人が生活し活動した跡であり、釜石のまちの歴史を知り、市民のアイデンティティ、未来への指針を示す根源となるものである。

釜石市復興まちづくり基本計画では、基本目標の7に「歴史文化やスポーツを活かしたまちづくり」を掲げ、「歴史遺産の活用と芸術文化の振興」を実現するための施策を実施する。復興を急ぐあまり、祖先の足跡を破壊し、アイデンティティを喪失することのないよう、釜石の過去の営みを明らかにし後世に伝えていくために、区画整理工事の施工前及び被災者、被災事業所の再建工事の前に埋蔵文化財発掘調査を実施し、遺跡、出土遺物を記録し保存することにより、釜石の歴史を明らかにし復興釜石市のまちづくりに活かすために事業を実施する。

発掘調査は、土地の造成ならびに住居、施設等の建設事業等に伴い実施するものであるが、対象となる 事業、実施する調査内容は以下のとおりである。

- ・釜石市が事業主体となる、復興交付金事業について、遺跡の該当の有無の分布調査を行い、遺跡範囲 内に所在すると判明した箇所について、遺物、遺構の有無を確認するための試掘調査を実施する。
- ・民間の被災者及び被災した中小の事業所が、被災地もしくは移転先で、再建するための土地の造成並 びに住宅及び事業施設等を建築する事業について、遺跡の該当の有無の分布調査を行い、遺跡範囲内 に所在すると判明した箇所について、遺物、遺構の有無を確認するための事前調査として試掘調査を 実施する。被災者の住宅再建については、試掘調査の結果により詳細な調査が必要と判断された場合 には、記録保存のための本発掘調査を実施する。

本発掘調査については、次年度以降に出土遺物や出土データの整理作業を行い、調査報告書を発行する。

(事業間流用による経費の変更)(平成30年5月10日)

本事業は、平成 30 年度調査費 4,000 千円 (国費 3,000 千円) を申請するため、◆A-1-1-2 唐丹地区新校舎建設事業(公民館整備)より3,750 千円 (国費 H23 年度繰越予算3,000 千円)、◆A-1-1-3 震災復興メモリアル伝承(地元紙データベース更新)より27 千円 (国費 H23 年度繰越予算21 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は39,110 千円 (国費: 29,332 千円)から192,552 千円 (国費: 144,413 千円)に増額。

なお、大石地区の埋蔵文化財調査において、C-5-9 漁業集落防災機能強化事業(大石)に組み込んでいた「2 次埋蔵文化財調査」を当該事業へ付け替えることとなったため、その調査費を必要事業費に加えて申請。

当面の事業概要

<平成24年度>

釜石市が事業主体として実施する沿岸部被災地区(室浜・箱崎・鵜住居・平田・大石等)の各地区の防災集団移転事業において、遺跡に該当する防災集団移転事業予定地の試掘調査を実施した。また、被災した市民及び被災事業者が、被災前の住所地もしくは移転先に住居、事業場等を建設する場合において、遺跡に該当する箇所について、試掘調査を実施した。

<平成25年度>

試掘調査は、釜石市が事業主体となる沿岸部被災地区の復興事業において遺跡に該当する箇所、被災者 が遺跡に該当する箇所に住居を再建する場合に、調査を実施した。

本発掘調査については、試掘調査で遺物の出土があった被災者の住居再建の場所において実施した。

<平成 26 年度>

試掘調査は、釜石市が事業主体となる沿岸部被災地区の復興事業において遺跡に該当する箇所、被災者 が遺跡に該当する箇所に住居を再建する場合に、調査を実施した。

前年度の本発掘調査の出土遺構や遺物の整理作業を行い、調査報告書を発行した。

<平成 27 年度>

試掘調査は、釜石市が事業主体となる沿岸部被災地区の復興事業において遺跡に該当する箇所、被災者 が遺跡に該当する箇所に住居を再建する場合に、調査を実施した。

<平成 28 年度>

試掘調査は、被災者が遺跡に該当する箇所に住居を再建する場合に、調査を実施した。

<平成29年度から平成32年度>

試掘調査は、釜石市が事業主体となる沿岸部被災地区の復興事業において遺跡に該当する箇所、被災者 が遺跡に該当する箇所に住居を再建する場合に、調査を実施する。

被災者の住宅再建の場合、試掘調査の結果、詳細な調査が必要と判断された場合には、記録保存のための本発掘調査を行い、整理作業後に調査報告書を発行する。

※平成30年度からの事業について

①復興事業に伴う本発掘(現場)が終了した事業について、整理作業(内業)及び発掘調査報告書作成 (内業)の費用をA事業に付け替えを行う(2件)。

<平成 30 年度>

- ·屋形遺跡 ··· C 5 5 漁業集落防災機能強化事業 (大石地区)
- ·野川前遺跡 A 地点 ··· D −23−2 防災集団移転促進事業 (事業計画等策定事業)
- ②復興事業に伴う本発掘は完了したが、整理作業・報告書作成が未了の事業について A-4 事業で実施する (3件)。

<平成30年度>

・横瀬遺跡 A 地点 …D-23-2 防災集団移転促進事業(事業計画等策定事業)

<平成31年度以降)>

- ・横瀬遺跡 B 地点(調査予定) …D-23-2 防災集団移転促進事業(事業計画等策定事業)
- ・野川前遺跡 B 地点(調査予定)…D-23-2 防災集団移転促進事業(事業計画等策定事業)

東日本大震災の被害との関係

市内中心部及び沿岸部の平地が浸水し、住家、文教、医療福祉、産業及び道路交通施設等に多大な損害が発生した。

住家、施設の復旧復興、道路網の整備のためには、土地利用の再編成、区画整理の実施が不可欠である。浸水した土地の再利用、また復興のために造成、建設用地となる浸水区域外の土地の中には、315 箇所ある遺跡の中の多数が含まれるものと思料される。

復興のために利用される土地の中に存在する遺跡を、工事により破壊、喪失される前に、遺跡の姿を記録、遺物を保存することにより、まちの歴史を知り、地域資源として後世に伝え、復興後の釜石像を形成するために、埋蔵文化財発掘調査事業を実施する。

関連する災害復旧事業の概要

被災者及び被災事業者が、再建のために住居、事業場等を建設する場合は、土地造成及び建設計画がまとまった箇所から随時、遺物遺構の有無を確認するための試掘調査を実施する。その結果、記録保存のための本発掘調査が必要と判断された箇所は、当該する事業にかかる事業費(国土交通省所管の各事業)の予算内にて本発掘調査を実施する。本発掘調査では、現地での埋蔵文化財等の発掘作業が終了した後に、調査地を埋め戻し、土地の造成、建築等の工事に着手する。

被災した市民及び被災事業者が、被災前の住所地もしくは移転先に住居、事業場等を建設する場合は、分布調査を行い、当該地が遺跡に該当すれば、建築前の事前調査として試掘調査を実施する。試掘調査の結果により必要と判断された場合に、本発掘調査を実施、遺跡の形状、出土遺物等を明らかにした上で、整理、記録保存を行う。試掘調査及び本発掘調査は、埋蔵文化財発掘調査事業費の予算により実施する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

※効果促進事業等で	である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						